	▼▼アル	カディア学報		649 研究均	研究協力者我妻鉄也(主	(千葉大学アカデミック・リンク・センター	ンター特任助教)	201	9 6 19
	際ブランチキャンパス」	稿では、紙幅の関係か、	ル (11校) となってお	ナショナル高等教育」の	ンパス」の設置に際し、	アの大学(本校)側が教	営会社の運営に関しては	職員の雇用を確実にし、	rderless Higher E
简例	の管理運営面を考慮する		り、中東や東南アジアを		会社法に基づくブランチ	学に関する事項を提供	影響力があると考えられ	職場への定着につながる	ducation.
	場合、資本の観点から分	,	中心に「国際ブランチキ	ンチキャンパス」の展開	キャンパス運営のための	し、それ以外のインフラ	る 6 。		4 Cross-Border
	類した本分類も有用であ					の		ヤノペス安江二半う幾余一方、国際ブランチキ	
記で	最後に、「提携プログ	見ていくことにしたい。	ジアや中東では、都市やいる。この言景にに、う	ブランチキャンパス」の	高等教育機関は、マレーにたい。たって、国外の	キャンパス運営のための	ョナル高等教育のリスク	については、「受入国や	nuary 20). C-BERT
	ラム」についてである	世界全体では、32か国の	特区における教育・訓	運営について、見ていく	シアの機関と共同で出資	法人が担っている。この	と機会について、触れて	地域でのプロフィールの	Branch Campus Li
	が、プログラムの「送出	機関が、76か国で248 は	練、知識生産、イノベー	ことにしたい。	しないと法人を設立する	法人の形態については、	おきたいつ。「国際ブラ	向上」「学生数の増加」	sting. [Data orig
実際、本ガイドライン	国」と「受入国」の高等		ションなどに従事する機	前述のとおり、「国際	ことができず、出資比率	オーストラリアの大学	ンチキャンパス」設立に	「学生の地域的な広が	inally collected
の定義では、カリキュラ	教育機関の提携により、	、ス」を展開してい	関の集積と定義される	ブランチキャンパス」の	の上限も設けられてい	(本校)側の進出や州政	は、「財政面のリスク」	り」「学生の留学や教員	by Kevin Kinser a
」ム提供、外部質保証、資	アカデミック・プログラ	る。「国際ブランチキャ	「エデュケーション・ハ	設置については、「完全	た。しかしながら、現在	府による誘致といった設	「法的リスク」「レピュ	の国外での教育研究の機	nd Jason E. Lane].
格授与、教育方法といっ	ムが、設計、提供され、	「ス」の送出国上位	ブ」5を設け、 税制の優	な自己資本による設置」	では、マレーシアの機関		テーションに	会の増加」といったこと	Available:http:
た教学面についてのみ含			西、 土地・施設の 提供や	「外部からの資本提供に	との提携は必ずしも必要	設備	関わるリス	が挙げられている。	//cbert.org/branc
まれたものとなっている	ログラムと定義される。	置)、イギリス(38)	貸与を通じて、国外から	よる設置」「施設提供に	ではなく、出資比率の規		ク」などを伴	本稿の冒頭において、	hcampuses.php. Alb
が、 国際ブランチキャ			都市や特区に世界水準の	_	制もなくなり、一完全な			我が国の高等教育機関の	
易合こ、牧学面刀みなら  シノン」の道営を考える	ブレ、マレチプレ、ツイ		高等 教育 核関や 仏美を 該	の観点カビー 矢数カで10	自己資本」による「国際	国 摂	+	と倫シとが、作伙こよ、巨際居民力進んていた。	5 nnight, Jane, 2 011 "Education hu
ず、財政や施設といった		トランスプリン	F S F	/	]	○ 一日本である。		高等教育機関の国際展開	
管理運営面も考慮する必	り、資格は、1機関、2	ナショナル上国は	ナショナルビロダ、老子をソルノ	じ込る計算	<b>州</b> ·)	資本 設置 企: モ ちいに	の支払 てのう 3) を	の進展に関するニュース	an innovation,"
要があるだろう。 管理運	機関、あるいは複数の機		·		下	らのう よる F そう		が入ってきた。マレーシ	Journal of Studie
営面を考える上で有用な			の高等牧等幾周こよる国	祭丧閑	くり下段	部か に、 国政府 援		ア教育大臣から、日本の	s in Internationa
枠組みとして、 「国際ブ	トランスナショナル高等	手大国と	の声等すれた	<b>隊月</b> 月	くの内野	外 受入国 支 テ て 国 の る	с <b>0</b> 5 еу (2	三つの高等教育機関がマ	l Education, 15
ランチキャンパス」の設	教育の展開					受政府	itra ∎ erkle	レーシアにブランチキャ	(3) , 221–240.
置形態を資本の観点から	以上、トランスナショ		致しているということが	ると論じたが、受入国の	ブランチキャンパス」の	本	nd 校での学術面	ンパスを設立する予定で	6) 我妻鉄也、2014,
分類したVerbik and	ナル高等教育の定義や分	となっている。教授言語	ある。	法令等により、設置形態		己資 設置 資金		あると発表されたのであ	「マレーシアにおけるト
Merkley3による分類	類について見てきたが、			が規制されることもあ	本稿では、「外部から	国 なよ ら 分 校	न्दनं	る。これらの機関が、国	ランスナショナル高等教
枠組がある。 この枠組で			見ると、「送出国」のカ	る。例えば、中国では、	の資本提供」により設置	に 校か	<b>典</b> ーシップが重	際高等教育市場において	育の展開-オーストラリ
は、「完全な自己資本に	した	が上位を占めているのは	テゴリーに掲載されてい	「内外協力による学校運	されたマレーシアにおけ		出 要であるとい	存在感を示すことを期待	ア大学分校の事例を中心
よる設置」「外部からの	のうち、大世		る機関は1校、「受入	営に関する条例」によ	るオーストラリア大学の	置経緯が影響を与えてお	う。そして、適切な予算	してやまない。	として-」 杉本均編著
資本提供による設置」	一一、妻金		国」のカテゴリーに掲載	り、「完全な自己資本」	ブランチキャンパスの事	り、マレーシアの企業と	編成を行い、進出先(受	(おわり)	『トランスナショナル高
「施設提供による設置」	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	圏の機関も上位に含まれ、	されている機関は4校と	による「国際ブランチキ	例を取り上げて、「国際	提携している「国際ブラ	入国)の関係法令、政府		等教育の国際比較―留学
<u>`</u>			なっており、この領域に	ャンパス」の設置はでき	ブランチキャンパス」の	ンチキャンパス」もあれ	関係者の期待する事項、	⇔ Verbik, Line a	概念の転換―』東信堂、
(表2)。さらに、「外		X	おいては、未だ国際的に	ず、国外の教育機関と中	運営について見ていくと	い、州政府と提携してい	現地の文化等を十分に理	nd Merkley, Cari,	225-240.
L.			存在感があるとは言えな		とにしたい。	る一国際ブランチキャン	解することがカギとな	2006, The Interna	7 主としてMcBurni
設置」 に関しては、 「受	や国境を越えて提供され	中国(32校)、アラブ首、	いであろう。	って、機関の運営が行わ	マレーシアにおけるオ	パス」もある。また、マ	る。	tional Branch Cam	e and Pollock (2
入国政府支援モデル」	る「アカデミック・プロ		国際ブランチキャンパス		ーストラリア大学のブラ	レーシアの提携機関が運	加えて、文化的価値や	pus-Model and Tre	008)' Harding an
D	存			た、マレ		会社に対してかなり	潜在的な文化の相違に取	nds, London: The	d Lammey (2011)
つに分類している。  国	在するのであろうか。本	ポール(11校)、カター	これまで、一トランス	は、一国際ブランチキャ	大枠では、オーストラリ	部分を出資しており、運	り組むことが現地での教	Observatory on Bo	に基づいている。